



pongée (蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト 2019 最優秀賞)

おかだ れいこ 岡田 怜子 さん



今回は、栃木市が創業を目指す方を応援する「蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト」において入賞し、令和元年11月に大平町西野田にオープンした『pongée』を運営する岡田怜子さんにお話を伺いました。

サイズのぴったり合った服は格好いい!

街の洋服お直し屋さん『pongée (ポンジー)』は、洋服のお直し全般やリサイクル家具の販売などを行っています。店名の由来を伺うと「英語で『紬』という意味です。元々、着物が好きで、それらのリメイクも請け負っていることから店名にしました。」とのこと。

地域に洋服のお直し屋さんが少なく、需要は大きいと手ごたえを感じているそうです。「洋服のお直しでやれることは多く、お客様の相談にはできる限りのアドバイスしつつ、ご要望を再現できるように努力しています。体にぴったり合った服というのは、本当に格好よく見えるんです。一度利用して体感していただき、リピーターになる方がとても多いですね。まずは気軽にご相談ください。」

おしゃれな手作りマスクも大好評



3児の母、でも自分の世界は狭めない

自ら起業された理由の一つに、3人のお子さんの育児と両立してできる仕事を、という思いがありました。

夫婦ともに実家が遠方であり、周りの人から『家事や育児は大丈夫?』と心配されることも多いそうです。「作業に追われて、サンプル作りや、仕入れなど、思うように進まないこともあります。でも、店舗の中で子供の面倒を見られるし、一時保育など利用したり、工夫をすればきっとやれる!と考えて始めました。いかに育児が大変でも、自分の時間を生きることも大切だと思っています。」

自身と同じように、働く事ができるか悩むパパ・ママには「インターネットを活用する事業など、小規模でも発想次第でできることは多いはず。子育てなどで一旦社会を離れるとなかなか復帰できない、と思ってしまいがちですが、積極的に自分の世界を広げてほしい。」とエールを送ります。

たくさんのアイデアを形に

今後の展望をお聞きすると「お直し屋さんの高齢化が進んでいますが、この仕事には、まだまだ若いアイデアを展開する余地があると思います。」と意気込む岡田さん。「遠方のお客様から郵送での依頼をいただいたこともありましたが、都内などと比べると、安価でサービスを提供できる有利があります。今、この場所だからこそできる事は多いはず。頭の中にある事を形にし、メニューを充実させ、お直し屋さんの可能性をみなさんに伝えていきたいと思っています。」と語っていただきました。

聴覚・言語に障がいのある方へ ~NET119サービスを開始します~

市消防本部では聴覚・言語障がい者向け「NET119緊急通報システム」を、7月20日(月)から運用開始します。

このサービスは、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報を行うことができるものです。会話が不自由な方が、スマートフォン等の画面をタッチすることにより、チャット形式で消防への119番通報を行うことができます。

システムの利用に際しては、事前に本人が居住している市消防本部に登録する必要があります。登録をご希望の方は、問合先へ。

問合先 市消防本部通信指令課 ☎(22)0119 ガイダンス6 FAX(23)6562



インターネット通販での買い物は慎重に!

多くの人々が利用している便利なインターネット通販。ショッピングサイトやお店直営のホームページなど様々な方法がありますが、今、SNSや動画サイトの利用中に表示された広告から注文をし、トラブルになったという相談が多く寄せられています。

事例1 「お試し」のつもりが定期購入になっていた

ネットを見ていたら「ダイエット効果がある」という健康食品の広告が表示された。気になってクリックすると「お試し価格500円」と大きく表示されていたため、説明を読まずに注文した。1か月後、2回目が届き定期購入と気づいた。解約したいが事業者には電話がつかない。

事例2 商品が返品できない

ネット通販で健康器具を注文した。商品が届くとネットの画面で見たイメージより大きく、部屋に設置できないことがわかった。返品したいと事業者には電話をしたが、「一度開封した商品の返品は受け付けていない」と断られた。

トラブルを防ぐには

広告や注文画面を隅々まで確認 「定期購入について」小さな文字で記載されていたり、注文画面と別のページに表示されていることもあります。「今だけ格安」「お試し」などの表示に興味を持ち、お得な部分だけをとらえてしまいがちです。

契約内容、返品特約を確認 ネット通販は実物の商品を手にとることができないので、イメージと違ったり自分には合わないといった問題が起こります。しかし、通販は自分の意思で購入を決定しているため、クーリング・オフはありません。返品の内容や送料については、必ず確認しましょう。契約について表示されているページの写真を撮っておくのも有効です。

中には、サイト自体がニセモノで、商品が存在しないのに注文を受け付け、お金を振り込ませる悪質な手口もあります。販売事業者の所在地、連絡先など確認できるか、極端に安い商品ではないか、支払方法は複数選べるかなども確認しましょう。サイト上で詳しくわからない場合は、購入前に販売事業者には電話などで直接確認しましょう。

購入後、自分が認識している契約と相違があった場合には、すぐに販売事業者には電話やメールで解約の希望を伝えてください。それでも解決できない場合は消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター(本庁舎2階) ☎(23)8899 / FAX(23)8820

相談業務の案内 相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

Table with columns: 相談 (Consultation), 日時 (Date/Time), 場所/問合先 (Location/Contact). Rows include categories like 弁護士相談, 法律相談, 宅地建物相談, 市民相談, 消費生活相談, 合同相談, 人権相談, 配偶者等からの暴力(DV)相談, いじめ相談電話, 青少年相談, 家庭児童相談, 児童虐待相談, 婦人・ひとり親家庭相談, 障がい児者相談, 就労支援相談, 高齢者相談, もの忘れ相談.